

○学校法人追手門学院監事監査規程

2005年3月23日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人追手門学院寄附行為第13条第3項の規定に基づき、監事が行う追手門学院（以下「学院」という。）の監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、学院業務について適法性及び妥当性の観点から実施し、学院価値及び学院に対する社会からの信頼の維持向上に資することを目的とする。

(監事の責務)

第3条 監事は、常に公正不偏の立場で適切に監査を実施することにより、学院の掲げる理念及び目的が達成できるよう努めなければならない。

2 監事及び理事は、監査機能の充実・強化を図るため、情報収集体制を含めた監査環境の整備に努めなければならない。

3 監事は、その職務の遂行上知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(監査の対象)

第4条 監査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 法人の業務
- (2) 法人の財産の状況
- (3) 理事の業務執行の状況

(監査の種類)

第5条 監査の種類は、定期監査（日常監査を含む）及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査は、業務監査、財産状況及び理事の業務執行の状況の監査を指し、第6条に定める監査計画に基づき実施する。

3 臨時監査は、特定の事項について監事が必要と認める場合に行う。

(監査計画)

第6条 監事は、事業年度毎に監査計画を作成するものとする。ただし、臨時監査についてはこの限りではない。

(監査の方法等)

第7条 監査の方法は、書面監査及び実地監査その他適宜の方法により行う。

2 監事は、理事会、評議員会、常任理事会等に出席し、かつ必要あると認めるときは意見を述べる。

3 監事は、理事会等の議事録その他重要な文書を閲覧することができる。

4 監事は、学院の理事及び教職員に対して業務状況等の報告を求め、また業務状況等を調査することができる。

(監事監査調書の作成)

第8条 監事は、監事監査調書を作成しなければならない。当該監事監査調書には、監事が実施した監査の方法及び内容等を記録しておかなければならない。

(監査の報告等)

第9条 監事は監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出しなければならない。

2 監事は、監査の実施状況とその結果について、必要に応じて理事会及び評議員会に報告しなければならない。

3 監事は、法人及び理事の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告しなければならない。

4 監事は、前項の報告をするため必要あると認めるときは、理事長に対し理事会及び評議員会の招集を請求しなければならない。

(不正行為・重大な違反行為発見時等の対応)

第10条 監事は、監査の結果、法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、ただちに理事長に報告し、必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求する。

2 前項による請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為を差し止めることができる。

(監事会)

第11条 監事は、職務遂行について協議を行うため、監事会を適宜開催する。

(監査協議会)

第12条 学院運営について、監事、内部監査室及び監査法人と学院とが実質的な協議を行うため、監査協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、年4回（5月、9月、12月、3月）開催する。
- 3 協議会は、理事長、学長、専務理事、初等中等教育長、常務理事、監事、事務局長、理事・学長室長、内部監査室長、監査法人をもって構成する。
- 4 協議会において、特に必要のある場合は、理事長又は監事が指名する者を加えることができる。
- 5 協議会に関する事務は、内部監査室が行う。

(監査法人との連携)

第13条 監事は、監査法人と定期的に会合をもつなど、緊密な連絡を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施するよう務めなければならない。

- 2 監事は、必要に応じて監査法人の往査及び監査講評に立ち会うほか、監査法人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。

(内部監査室との連携)

第14条 監事は、法人及び理事の業務並びに財産状況の調査その他の監査活動の遂行に当たり、内部監査室と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう務めなければならない。

- 2 監事は、必要に応じ内部監査室に対して支援を求めることができる。

(事務の所管)

第15条 この規程に関する事務は、総務課の所管とする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。